国民健康保険に

ご加入されている方のお手元の健康保険証の有効期限は

2025年7月31日に満了となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、

マイナ保険証が資格確認書

で医療機関・薬局にて受付をしてください。

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、 マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの?

ぜひ、そのままお使いください!



マイナ保険証でないと受診等できないの?

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。

また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に申請 すれば資格確認書を取得できます。親族等の法定代理 人や介助者等による代理申請も可能です。



まずはマイナンバーカードを持っているか ご確認ください!



マイナ保険証の準備はできていますか? いまのうちに確認しましょう!



マイナンバーカードを健康保険証として使うために利用登録をしておきましょう!

ご自身の登録状況がわからないときは



医療機関等の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを 置くと、利用登録が済んでいない方には、その 場で利用登録の案内がされます。



受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、 何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

他の方法で確認したいときは





- ・スマートフォン
 - ・マイナンバーカード を用意します



- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインし ます。
- 3 「健康保険証」を押します
- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるので ご自身の登録状況をご確認ください



